

とくしま 農業委員会だより

第119号

令和3年7月25日発行

編集・発行
徳島市農業委員会
徳島市幸町2丁目5番地
TEL 621-5393・5394

高品質のカリフラワー“華てまり”を全国へ！

川内町の中央に位置する平石地区は、古くから米どころとして知られています。

今回紹介する岡田哲郎さん（40歳）は、徳島大学卒業後、会社勤めの傍ら両親の鳴門金時や水稻栽培を手伝っていましたが、将来を考え、2年前に40歳を目前にしたタイミングで就農しました。

そして、1年半前に100aの耕作放棄地を購入して新たにカリフラワーの栽培も始めました。カリフラワーは天候の影響を受けやすく、途中で枯れてしまうことも多いため、「華てまり」^(※)の名が付いたのは7割ほどだったとのこと。

始めたばかりで失敗も多いけれど、試行錯誤しながら新たな知識を得て「華てまり」として出荷できる数をもっと増やしていきたいと語ってくれました。



岡田さんは、熱意ある若手後継者としてこれから地域の農業を担ってくれるであろう、とても頼もしい存在です。

これからも工夫を重ね「華てまり」ブランドと川内の名がより広まるよう頑張ってください。



※「華てまり」とは

川内地区では、年間約1,200トン・1,600万個のカリフラワーが出荷されている。すべて厳しい基準をクリアしたものばかりで、その品質の良さは市場でも評判。2012年からは、その中でも高品質の等級にのみ「華てまり」というブランド名をつけ全国に出荷している。



川内地区 農業委員
廣瀬 長市

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

1 担い手への農地の利用集積・集約化

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B/A×100)
	3,143.0 ha	307.0 ha	9.80 %
目 標・実 績	集 積 目 標	集 積 実 績	
	314.0 ha	409.5 ha	
評 価	いわゆるヤミ小作が依然として多く存在していると考えられる。 令和2年は高収益次期作支援交付金の申請のため、ヤミ小作の解消が進んだ。		

2 遊休農地に関する措置

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割 合(B/A×100)
	3,183.0 ha	40.0 ha	1.25 %
目 標・実 績	解 消 目 標	解 消 実 績	
	13.0 ha	5.38 ha	
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期
		45人	R2.8月~10月
農地の利用意向調査	実 施 時 期	調査結果取りまとめ時期	調 査 数
	R2.12月~R3.1月	R2.12月~R3.1月	305筆
評 価	毎年新たな遊休農地が発生し、増加傾向にある。 今後は「人・農地プラン」の策定に協力し、地域挙げて遊休農地解消を進める必要がある。		

3 違反転用への適正な対応

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割 合(B/A×100)
	3,143.0 ha	4.46 ha	0.14 %
目 標・実 績	目 標	実 績	
	4.46 ha	4.1 ha	
評 価	違反転用面積は、若干ながら減少させることができたが、さらに耕作指導あるいは転用指導を進める。		

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

1 担い手への農地の利用集積・集約化

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集 積 率
	3,098.0 ha	409.5 ha	13.22 %
課 題	農業委員及び農地利用最適化推進委員による呼び掛けや訪問、広報活動により、利用推進に取り組んでいるが、集積率の向上につながらない。		
目 標	集 積 面 積		
	310.0 ha		
活 動 計 画	日常的な農業委員及び農地利用最適化推進委員による呼び掛けや訪問、広報活動等を実施するとともに、「人・農地プラン」の策定に協力し、担い手への利用集積・集約を進める。		

2 遊休農地に関する措置

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	集積率(B/A×100)
	3,135.0 ha	37.0 ha	1.18 %
課 題	今後も農業従事者の高齢化・後継者不足による増加が見込まれる。		
目 標	遊休農地の解消面積		
	18.0 ha		
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期
		45人	R3.7月~10月
農地の利用意向調査	調査方法	調査結果取りまとめ時期	
	全市対象に各地区を一巡する。調査対象は耕作放棄地を第一とし、無断転用の疑いのある土地、管理不十分で草が繁茂し周辺住民からの苦情があった農地、農地改良中で工事完了が出ていない土地を重点的に調査する。	R3.11月~12月	
	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	R3.11月~12月	R3.11月~12月	

3 違反転用への適正な対応

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	割 合(B/A×100)
	3,098.0 ha	4.10 ha	0.13 %
課 題	農業従事者の高齢化や農地法違反の認識不足により違反転用が発生している。		
活 動 計 画	7月末から農地パトロールを実施し、結果を取りまとめ年内に指導文書・意向調査を実施する。また、農地パトロールだけでなく、日常的に各地域の耕作状況等の収集に努め、できる限り早期に違反状態を解消させる。		

小作地（貸し借りしている土地）を返還する場合の手続き

貸し借りの期間が確定している「利用権設定」とは違って、戦前から貸し借りしている農地で戦後の農地解放の際に解放されずに現在まで続いている賃貸借は、現在ではそのほとんどが期間の定めのない農地の賃貸借となっています。

このような期間の定めのない農地の賃貸借を解消して農地を返還する場合には、賃貸人と賃借人との間で賃貸借契約の解約が必要となります。

賃貸借契約の解約について、賃貸人と賃借人との間で土地の返還について合意できている場合は次の要領で小作地の返還ができます。

1 農地法第18条第6項の規定による通知書、合意解約書を作成する。

◎合意事項等、必要事項を書類に記載

- ・土地の引渡しの時期（解約が成立した日から6カ月以内）、解約条件等

◎双方記名押印（実印）

2 農業委員会へ必要書類を提出する。

①農地法第18条第6項の規定による通知書（1部）

②合意解約書（3部）

③双方の印鑑証明書（各1通）

④土地の登記事項証明書（土地毎に1通）

- ・賃貸人、賃借人に相続が発生している場合は、別途相続を証する書面が必要となります。



【問い合わせ先】 徳島市農業委員会事務局（TEL 621-5393）

農地の賃借料情報

令和2年1月から12月までに締結(公告)された、徳島市の市街化調整区域内の農地の賃貸借(利用権設定)における賃借料水準(10aあたり年額)は、次のとおりです。

地 区	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	算出データ数
大地区1(南部) (多家良・勝占・上八万・入田)	10,743	22,446	4,557	117
大地区2(西部) (不動・国府・南井上・北井上)	13,631	26,112	5,000	556
大地区3(北部) (川内・応神)	19,412	35,000	7,482	204
大地区4(その他) (大地区1～3に含まれない地区)	70,000	70,000	70,000	2

(注)1 この情報は、法的な効力・決定力を持つものではなく、あくまで参考値です。

2 この情報は、全ての作物についての平均値を算出したものです。作物の種類や、裏作の有無、ハウス栽培施設の必要性などによって異なりますので詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】 徳島市農業委員会事務局（TEL 621-5393）

野生鳥獣による農作物被害でお困りの方へ



徳島市での、イノシシやシカなどの野生鳥獣による農作物被害等は、わずかに減少傾向にはありますが、令和2年度には約800万円と、依然として高い水準で推移しています。

こうした鳥獣被害を防ぐためには、野生鳥獣の生態や被害状況などを正しく把握し、集落ぐるみで対策を行うことで「野生鳥獣に強い集落づくり」を行う必要があります。

鳥獣被害対策に対する支援

鳥獣被害対策は、イノシシなどの野生鳥獣を集落に近づけないための「環境整備」と農地を囲う防護柵や追い払いなどの「防除」、そして被害を与えている鳥獣の「捕獲」について、バランスのとれた総合的な対策を行うことが重要です。

徳島市では、これらの鳥獣被害対策を推進するために様々な支援事業を実施しています。

1 鳥獣被害防止総合支援事業（整備事業）

集落ぐるみで農地を囲う防護柵を設置する取り組みに対し、鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）を活用して資材費の一部を助成します。

希望する集落の代表者は、事前にご相談ください。

【補助要件】

- 受益戸数が3戸以上あること
- 直営施工であること（施工費用等は補助対象外）
- 設置後の維持・管理を適切に行うこと

【補助率】

- 9/10



2 小規模鳥獣侵入防止柵設置補助金

家庭菜園等を囲う防護柵を設置する取り組みに対して、資材費の一部を助成します。

※資材購入前に申請してください。

【補助要件】

- 購入資材については2社以上の業者から見積りを取り、その見積額の低い方から購入すること
- 設置後5年間は適切な維持・管理を行うこと
- 設置場所が徳島市内であること
- 過去に当補助金を利用している場合、補助金を受けてから3年以上経過していること

【補助額】

区分	補助率	上限
単独型(受益戸数3戸未満)	4/10以内	4万円
団体型(受益戸数3戸以上)	5/10以内	10万円



3 わな猟免許取得補助金

わな猟免許取得に係る経費を助成します。

【対象者】

- 徳島市内に住所を有する者
- 新たにわな猟免許を取得する者
- 免許取得後は、徳島地区猟友会に入会し、3年間狩猟者登録を行い有害鳥獣の捕獲に従事できる者

【対象経費】

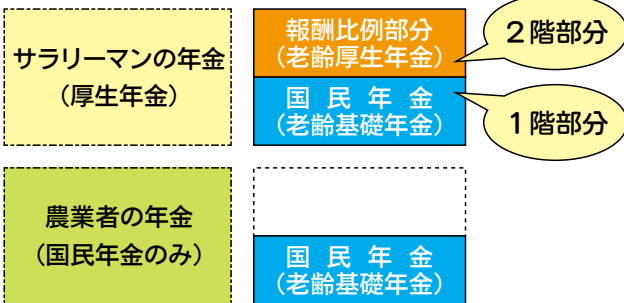
- 徳島県猟友会が実施する初心者講習会の講習費用（8,000円）
- 徳島県が実施する狩猟免許試験の受験手数料（5,200円）

問い合わせ先 徳島市農林水産課（TEL 621-5252）

農業者年金に加入しませんか!!



まず農業者年金ってなに？



農業者の年金はサラリーマンと違い公的年金の1階部分である国民年金のみです。厚生年金を受給するサラリーマン並の年金を確保するには、**自分で2階部分の年金を準備する必要があります。この2階部分として農業者には農業者年金があります。**

でも…加入する条件があるんでしょ？

農業者年金へは…



の方なら **どなたでも** 加入できます。

なお、農業者年金に加入する場合、国民年金の付加年金(納付額は月額400円)に加入する必要があります。

※ 保険料の国庫補助 を受けるには…

国民年金第1号被保険者などの農業者年金への加入要件に加え、

- 39歳までに加入
- 農業所得が900万円以下
- 下記の農業者の担い手要件を満たせば受けられます。

- ① 認定農業者で青色申告者
- ② 認定新規就農者で青色申告者
- ③ ①または②の要件を満たす経営主と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者または後継者
- ④ 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者
- ⑤ 35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に①の者となることを約束した後継者

農業者年金の主なメリット

「積立方式・確定拠出型」で
少子高齢時代でも安心！

「積立方式・確定拠出型」の財政方法は、被保険者・受給者の数がどのように変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度です。

保険料は自分で選べ
いつでも変更できます！

保険料は月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択ができ、加入後いつでも見直すことができます。

終身年金！80歳前に亡くなられた
場合は、死亡一時金が遺族へ！

年金は65歳から生涯支給されます。早くお亡くなりになった場合でも、80歳到達月までに受け取れるはずであった年金相当額が、死亡一時金として遺族(※同一生計者)に支給されます。

社会保険料控除など税制面での
優遇があり、節税になります！

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金にも公的年金等控除が適用されます。

一定の要件を満たす農業者には
保険料の国庫補助があります！

農業経営が確率されずに農業所得が低い時期(若い世代)を厚く支援するため、一定の要件を満たす農業者に対して、保険料の国庫補助が設けられています。



詳しくは

農業者年金基金



<https://www.nounen.go.jp>



または

徳島市農業委員会事務局(TEL621-5394)

までお問い合わせください

農地パトロールを実施します

農業委員会では、遊休農地の発生や違反転用を防ぐため、農地法に基づき毎年、農地の「利用状況調査」(農地パトロール)を実施しています。今年も、8月から10月にかけて、農業委員と農地利用最適化推進委員が市内全域の農地を調査します。農地に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆ 遊休農地とは

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地
- ② その農業上の利用の程度が周辺の農地と比べて著しく劣っていると認められる農地



◆ 遊休農地と判断したら

農地パトロールの結果、遊休農地と判断した農地の所有者等に対して、「利用意向調査」を行います。今後、どのように利用するのかについて、調査にご協力ください。

<利用意向の選択肢>

- ① 農地中間管理機構に貸し付ける
- ② 自ら受け手を探して貸し付ける
- ③ 自ら耕作する
- ④ その他



◆ 改善されない場合は

利用意向調査後6か月を過ぎても、未回答だったり、農地が荒れたままだったり、作付けしないままだったりすると、固定資産税が増額になる場合や、相続税や贈与税の納税猶予の適用対象外となる場合があります。

一方、農地のすべてを農地中間管理機構に貸すことで、固定資産税が減額される場合があります。

遊休農地解消に向けて、農家の皆様のご協力をお願いします

遊休農地は、放置すると雑草が繁茂し、病害虫の発生やゴミの不法投棄等により周辺の住民や農地に悪影響を及ぼします。除草、病害虫の駆除等、適正管理をお願いします。

【問い合わせ先】 徳島市農業委員会事務局 (TEL 621-5393)

※農地中間管理機構への農地の貸借についてのお問い合わせは、
徳島県農業開発公社 (農地中間管理機構) (TEL 624-7247)
または、徳島市農林水産課 (TEL 621-5246)まで。

耕作放棄地再生支援事業

農地中間管理機構から耕作放棄地を借り受けた「受け手」に対し、再生作業に要する経費の一部を補助します。

交付要件

- ・農地の受け手が「実質化された人・農地プラン」に、地域の担い手として位置づけられていること
- ・市が実施する荒廃農地調査でA分類（再生利用可能）に区分された農地であること
- ・農地中間管理機構と5年以上の農地貸借契約を締結すること
- ・再生した農地で5年以上営農を継続すること（毎年調査あり）

対象経費・補助額

- ・対象農地の再生作業に要する経費
（雑木・草の除去、深耕、整地、土壌改良資材の投入、畦畔や進入路など軽微な補修等）
- ・10aあたり7万円以内

手続きの流れ

- ①農地中間管理機構の借り手の登録（令和3年7月末まで）
- ②農地中間管理機構を通して貸借契約（令和3年12月末まで）
※9月10日までに農林水産課へ貸借関係書類を提出
- ③令和3年度中に放棄地解消作業



【問い合わせ先】徳島市農林水産課（TEL 621-5246）

草刈り機の貸出し及び除草作業の受託

1 草刈り機の貸出し

申込先	農業共済組合（TEL 本所：622-7731 石井分室：675-0120）	
申込条件	組合員に限る	
機種	ハンマーナイフモア（自走式）	
台数	本所：1台 石井分室：1台	
貸出地域	本所：市内全域 石井分室：国府、南井上、北井上	
料金	1,500円/日（税込）	
貸出期間	1日～3日	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・返却時は泥を落とし、燃料満タンにする。 ・機械が古いため、破損する可能性がある。 修理代は基本求めているが、新品の購入予定はない。	

2 除草作業の受託

申込先	徳島市シルバー人材センター （TEL 653-6262）	アグリサポートセンター （TEL 637-0673）
申込条件	なし ※現況によっては引き受けられない場合がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・JA徳島市の組合員 ・口座引落し契約が締結できていること ・作業内容は農業生産に帰結するもの ※現況によっては引き受けられない場合がある。
受託地域	市内全域	市内全域
料金	15,000円/a～（税込） ※刈り取った草の処理は別料金	8,800円～22,000円（税込） ※料金は草の丈や質等によって異なる。

農業婚活 **田畑もご縁も実らせ隊** **会員募集中!**
 ~ 農業委員が縁結び ~

徳島市農業後継者パートナー事業推進協議会（徳島市農業委員会・JA徳島市）では、農業後継者の婚活をサポートします。会員登録していただいた独身男女を農業委員がお引き合わせします。まずは登録から始めてみませんか。



登録に必要なもの

- ① マッチングシート(登録用・公開用)
- ② 誓約書
- ③ 写真(顔写真・全身写真) ※スナップ写真可。
※①②は農業委員会事務局、JA各所にあります。市ホームページからダウンロードもできます。

受付窓口

- ① 農業委員会事務局（窓口・郵送）
- ② 農業委員・農地利用最適化推進委員
※受付時に免許証等で本人確認をさせていただきます。

- 登録者に異性の方のマッチングシート（公開用）を送付。
- 気に入ったお相手が見つかったら、お見合いの申込み。
※独身証明書の提出をお願いします。

お相手の方もOKなら、いざお見合い。農業委員が同席して、2人の出会いをサポートします。

登録できるのは…

- 20歳以上(上限の設定はなし)の方で、
- ① 徳島市で農業に従事している方か、農家の跡取り
または、
 - ② ①の人と結婚し、徳島市に住んでもよいと考えている方



※登録料・年会費は不要です。（ただし、お見合いの際の、お茶代等の実費についてはご負担ください。）

※マッチングシートに記載された個人情報は、徳島市個人情報保護条例に基づき適切に管理し、目的以外の利用や第三者への提供は行いません。

詳しくは…徳島市ホームページをご覧くださいか、
 徳島市農業委員会事務局(TEL 621-5394)までお問い合わせください。



**本市農業委員が
 徳島県表彰を受けました。**



金澤 敬治 農業委員

多年にわたり、地域農業の発展や農業者の地位向上に努めるとともに地域社会に貢献した功績が認められたことにより表彰されました。

全国農業新聞を購読しませんか!

全国農業新聞は、経営や暮らしに役立つ情報がいっぱいの農業総合専門紙です。

「週刊」新聞の特色を生かし、情報をわかりやすく解説的にまとめています。

さらに、全国47都道府県に支局があり、地域の話題やイベント情報なども掲載しています。

- 発行日 毎週金曜日(月4回)
- 発行所 全国農業会議所
- 購読料 1か月700円(税込み)



購読のお申し込みは
 農業委員会事務局(TEL621-5394)まで